

会計帳簿の電子化

Filing Accounting Documents by Electronic Media

榊 俊作*

目 次

1. はじめに
2. 会計帳簿の法的定義
 - (1) 会計帳簿に関する法規定
 - (2) 法律が会計帳簿に求めている要件
3. 会計情報システムの発展とコンピュータ化された会計帳簿
 - (1) 会計業務のコンピュータ化
 - (2) 企業間ネットワークの進展
 - (3) コンピュータ化された会計帳簿の範囲
4. 「電子帳簿保存法」
 - (1) 会計帳簿の電子媒体による保存の要請
 - (2) 「電子帳簿保存法」の概要
5. 会計帳簿の電子化に関して会計情報システムに求められる留意点
 - (1) 会計情報システム設計上の留意点
 - (2) 会計情報システム運用上の留意点
6. おわりに

1. はじめに

会計帳簿及びそれに附属する原始証憑などの帳簿書類は、長い間、紙媒体によって作成され、保存することが、暗黙のうちに求められてきた。これは、会計帳簿に関する作成と保存を求めている代表的な法規である商法及び税法が、紙媒体を前提に、あるいは、想定して制定されてきたことによる。

一方、多くの企業において、最も早くからコンピュータ化が進められてきた業務は、経理・会計業務であった。当初の会計情報システムは、それまで手作業で行ってきた経理・会計業務を、集計・計算能力に優れていたコンピュータに置き換えたものであった。その結果、会計取引を記録し、計算し、整理する仕訳帳や総勘定元帳がコンピュータで作成され、会計の目的である貸借対照表や損益計算書などの財務諸表もコンピュータにより自動的に作成されるようになった。その後、会計情報システムは発展を続け、経理・会計業務に関連する業務をサポートする購買情報システム、販売情報システムあるいは生産管理システムなどと、

*SAKAKI, Shunsaku [情報システム学科]

仕入、売上あるいは製品原価などのデータをシステム間で受け渡すインターフェイスをとるようになった。また、経費など会計情報システムに直接、入力が必要とするデータについても、いわゆる「伝票レス会計」などの工夫がなされ、企業内で経理・会計業務の合理化が図られるようになった。しかし、このように会計処理の大部分がコンピュータ内で処理されるようになり、実質的な会計帳簿は電子化されているにもかかわらず、依然として、会計監査人や税務当局が財務諸表から原始証憑へ遡及して財務諸表の信頼性を確保することを容易にするために、仕訳帳や総勘定元帳等の膨大な帳簿を紙に印刷し、紙媒体で一定期間保存しておくことが求められてきた。

また、最近では企業間の受発注や商取引をコンピュータと通信回線を使って、電子的に交換する電子データ交換（EDI: Electronic Data Interchange）取引が増加してきており、企業内だけではなく、企業間においても電子的なデータのやりとりが行われ、会計取引の認識もこれらをもとに行われるようになってきた。

このように、経理・会計業務を取り巻く環境は、コンピュータと通信ネットワークの発展によって著しく変化してきていることから、会計帳簿やそれに付随する証憑等の帳簿書類について電子媒体による保存を求める社会的要請が強くなってきた。この要請を受けて、1996年7月に国税審議官の私的研究会として、「帳簿書類の保存等の在り方に関する研究会」が発足し、1997年3月にその報告が『帳簿書類の保存等の在り方について』として取りまとめられた。これを受けて、『電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律』（以下、「電子帳簿保存法」という）が1998年3月31日に公布され、同年7月1日より施行された。この法律により、長年要請されてきた会計帳簿及び附属書類の電子媒体による保存が認められることとなった。

本稿では、会計帳簿の法的な解釈を明確にして、会計情報システムが利用されている現状を把握し、「電子帳簿保存法」の要旨を概観した後に、会計帳簿及び附属書類の電子媒体による保存が適切に運営されるためには、どのように留意すればよいかについて考察することにする。

1 請求書や領収書などの原始証憑をもとに、出金依頼伝票などの伝票を作成せずに、直接に会計取引を会計情報システムに入力する考え方を、一般に「伝票レス会計」と呼んでいる。また、この入力処理を経理部門ではなく、取引の発生した部門で入力する運用形態が多く採られることから、「ダイレクトインプット」と呼ぶこともある。

2. 会計帳簿の法的定義

(1) 会計帳簿に関する法規定

まず、会計帳簿とは何を指しているのか、法律が求めている会計帳簿について法規定を見てもみることにする。会計帳簿に関して、作成と保存を求めている法規として、商法と税法がある。

商法では、第32条第1項において、商業帳簿として会計帳簿と貸借対照表を規定し、その作成を義務付けている。そして、第32条第2項において、会計帳簿を公正なる会計慣行を斟酌して作成すべきと規定し、また、第33条第1項において、会計帳簿の記載要件を示し、取引その他営業上の財産に影響を及ぼす事項を整然かつ明瞭に記載すべきとしている。さらに、第36条において、商業帳簿の保存期間について、帳簿の閉鎖の時より10年間保存すべきとしている。

つまり、商法は、会計帳簿について、会計帳簿の形式、種類等については詳細な規定は行わず、取引その他営業上の財産に影響を及ぼす事項を整然とかつ明瞭に記載すべきとその記載要件を包括的に規定し、その形式、種類等についての詳細については、一般に公正妥当な会計慣行に委ねている。つまり、会計慣行の変化に対応できるように商法においては会計帳簿の包括的規定をするにとどめているのである²。したがって、複式簿記を前提とすると、仕訳帳、総勘定元帳だけから会計帳簿を作成している場合には、この2種類の主要簿が会計帳簿に該当し、これらに加えて、現金出納帳、売上帳、仕入帳、売掛金元帳、買掛金元帳などを補助簿として使用している場合は、主要簿に加えてこれらの補助簿も会計帳簿に該当することになるのである。

一方、税法では、青色申告法人について、法人税法施行規則第54条において、すべての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿（「仕訳帳」）、すべての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿（「総勘定元帳」）、その他必要な帳簿を備え、別表20に定めるところにより、取引に関する事項を記載しなければならないと規定している。また、第55条において、仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載しなければならないと規定し、総勘定元帳には、その勘定科目ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載しなければならないと規定している。さらに、第59条において、帳簿の保存期間につ

2 会計帳簿の商法上の解釈の詳細については、中島(1987)pp.40-41を参照されたい。

いて帳簿の閉鎖の日の属する事業年度終了の翌日から2ヶ月を経過した日より起算して7年間保存すべきと規定している。したがって、税法においても、商法と同様に仕訳帳、総勘定元帳および、現金預金出納帳、売上帳、仕入帳、売掛金元帳、買掛金元帳、経費帳などのその他の帳簿も会計帳簿に該当することになる。

結果として、現代の企業が採用している複式簿記を前提とする会計システム³においては、商法も税法も法規定上の用語につき多少の差異はあれ、会計帳簿として上述した主要簿および補助簿を指していると理解することができる。

(2) 法律が会計帳簿に求めている要件

商法および税法とも制定された当時、コンピュータによる会計情報システムは企業においてほとんど使用されていなかった。したがって、商法、税法とも伝統的に手作業で伝票起票、仕訳記入、総勘定元帳転記を行い、試算表を經由し、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成も手作業で行われていることを前提として、法規定が制定されてきた。

必然的に紙媒体の会計帳簿が作成されることが想定されており、その手作業の会計帳簿は、次の2つの会計上の役割を暗黙のうちに果たしていたのである。

第1に、会計取引の認識から始まって仕訳記入、元帳転記、試算表作成を経て財務諸表作成で完結する簿記一巡の手続きを会計帳簿に手作業で記帳することで、財産および損益の把握を逐次的、網羅的に行えるよう、会計帳簿自体が、整然とかつ明瞭に集計、計算する技術的仕組みを提供していたのである。言い換えれば、手作業の会計帳簿の帳簿組織は、自動的に企業会計原則の一般原則の「正規の簿記の原則」や「真実性の原則」を支える役目を果たしてきた。

第2に、会計帳簿は、貸借対照表、損益計算書に盛り込まれた会計情報を外部に開示する際に、その情報に信頼性を与える機能を提供しているのである。具体的に、商法においては、会社の株主および債権者に対して会計情報を報告するアカウントビリティを果たすことができるだけの信頼性を確保する裏付けとして、会計帳簿を整然とかつ明瞭に作成すべきとされていると考えられる。また、税法においては、申告納税制度を採用しているため、課税所得金

3 ここでは、手作業でなされる一連の会計処理もコンピュータによる会計処理も広義の意味で、財務諸表を作成するための一連の手続という意味で「会計システム」と呼んでいる。なお、後述する狭義の意味でコンピュータを利用して財務諸表を作成する一連の会計処理については「会計情報システム」という用語を用いて使い分けることにする。

額の計算に関して、会計処理が正確に行われたことを税務当局が客観的に確認できる手段を確保することが、制度運営の前提となっていると考えられる⁴。

すなわち、整然とかつ明瞭に会計帳簿が作成されることによって、必要があれば、貸借対照表、損益計算書から試算表、総勘定元帳、仕訳帳、会計伝票、原始証憑へと逆順に監査証拠をトレースできるようになっており、取引を不正に改ざんすることを抑止し、貸借対照表、損益計算書に信頼性を付与することが求められているのである。この点についても、また、手作業の会計帳簿の帳簿組織は自動的にその役割を果たしてきたということが可能であろう。

3. 会計情報システムの発展とコンピュータ化された会計帳簿

(1) 会計業務のコンピュータ化

企業内の業務として、購買、生産、販売、会計、設備投資、人事、研究開発、マーケティングなどさまざまな業務があるが、コンピュータの普及に伴って、それらの業務がコンピュータ化されてきている。中でも、会計業務は、定型的な集計、計算業務を多く含んでいるため、最もコンピュータ化に馴染み易く、最も早くからコンピュータ化が推進されてきた業務である。

企業内の情報処理システムの1つである会計情報システムは、インフォメーションテクノロジーの進展によって、処理形態が進歩するとともに、その処理範囲が拡大してきている。

1970年代までは、会計情報システムは入力処理もファイル更新処理もメインフレーム機で稼動するバッチ処理であった。入力媒体もパンチカードが主であり、ファイル編成方式も順編成 (SAM: Sequential Access Method) ファイルが主であった。この会計情報システムは、主に振替伝票形式の会計伝票を入力し、コンピュータ内でそれらを仕訳帳ファイルとして保存し、総勘定元帳ファイルに勘定科目ごとに転記処理を行い、総勘定元帳ファイルをもとにして、試算表の作成、貸借対照表及び損益計算書の作成を行う過程をコンピュータ化したものであった。この時の会計情報システムは、仕訳帳の作成から貸借対照表及び損益計算書の作成までの一連の簿記手続きをコンピュータ化した、いわゆる「一般会計」⁵システムが中心で

4 税法において会計帳簿が必要とされる背景の詳細については、豊森 (1994) p.22を参照されたい。

5 会計アプリケーションパッケージのサブシステムである "General Ledger" の訳語であり、仕訳帳、総勘定元帳などの主要簿の管理、財務諸表を作成する財務会計報告、部門別損益報告などの業績評価会計等の機能を一般的に総称している。

あった⁶。

1980年代の初めには、階層型、ネットワーク型、後にはリレーショナル型などのデータベース管理システム（DBMS: DataBase Management System）がファイル管理の標準的なソフトウェアとして普及し始め、より大規模で統合されたシステムの開発が容易になった。会計情報システムも一般会計サブシステムだけでなく、売掛金管理や買掛金／未払金管理、あるいは現預金管理などのサブシステムを統合した会計情報システムが作成されるようになった。

また、企業内では、会計業務以外の業務もコンピュータ化されるようになり、購買管理システムや販売管理システムなどがシステム化され、会計情報システムとインターフェイスを取り、売上、仕入、売掛金、買掛金などの会計データがシステム間で受け渡されるようになった。

1980年代中頃になり、エミュレーションモードの入力端末が一般化し、社内のさまざまな部門やフロアに1台～数台程度配備することが可能となり、会計情報システムのうち、入力処理がオンライン処理されるようになり、入力データのチェックが即時に行えるようになった。あわせて、チェックが容易になったことで、自動仕訳の対象範囲が広がり、仕訳の一部がコンピュータで自動生成されるようになった⁷。

さらに、1990年以降、メインフレーム機で行われていた処理をサーバー機に代替させるダウンサイジングが活発になった。サーバー機の進歩と平行してパソコンも発達し、あわせてLAN技術も成熟した結果、クライアントサーバーモデルがハードウェア構成の標準の1つとなった。会計情報システムもメインフレームアーキテクチャーからクライアントサーバーアーキテクチャーへと処理機能の移し変えが進んでいる。この結果、入力に関するマンマシンインターフェイスが向上し、会計伝票を起票せず、直接、請求書、領収書などの原始証憑から費用の発生部門が入力を行う「伝票レス会計」あるいは「ダイレクトインプット」と呼ばれる入力方法が広く普及している。

6 アプリケーションパッケージでは、一般会計（General Ledger）に加えて、売掛金管理（Account Receivable）、買掛金/未払金管理（Account Payable）がサブシステムとして統合化されているものもあった。

7 会計情報システムの発展段階を、1.自己完結型会計情報システム、2.自動仕訳受入型会計情報システム、3.業務統合型会計情報システムと分類する考え方もある。この分類の詳細については、田宮（1994）pp.63-76を参照されたい。

(2) 企業間ネットワークの進展

1980年代後半以降、ネットワーク技術の発達により、会計情報システムは企業内の他のシステムと連動してデータの受け渡しを行うだけでなく、企業外部のシステムとも連動して会計データの受け渡しを行うようになってきた。

その企業間システム連携の最初の形態として、まず、ファームバンキングシステム⁸がある。これは、主に、企業と取引先銀行との間で、振込依頼や入金通知など銀行取引に関するデータをシステム間で自動的に受け渡すものである。受け渡しの形態として、給与振込や買掛金/未払金の総合振込のデータを磁気テープ (MT: Magnetic Tape) で取引先銀行に搬送する場合と、回線を経由して直接に銀行システムにファイル転送する場合とがある。接続方式には、ファームバンキング用の専用端末を企業内に設置し銀行のコンピュータと接続する方式と、企業内のホストコンピュータと銀行のコンピュータを直接接続する方式とがある。

次いで、企業間のシステム連携は、EDIにより、受発注を行っている企業間で発注側企業の購買システムと受注側企業の販売システムを連携させるようになってきた。受発注のEDIにおいては、発注側企業の購買管理システムにおいて発注データが作成され、そのデータが受注側企業の販売管理システムに送信されて受注データとなり、逆に、出荷がなされると受注側企業の出荷データが発注側企業に送信されて入荷・検収のデータとなる。発注側企業において納品確認がなされると、納品・検収済データが発注側企業に再度送信され、一連の受発注業務が完了する⁹。

さらに、最近では、受発注のEDIに加えて、その受発注代金の決済機能も含む金融EDI¹⁰も試みられ始めている。金融EDIでは、受発注企業間のネットワークに加えて、受発注企業それぞれの取引先銀行もネットワークの参加者となっている。このネットワークでは、まず、受注側企業（請求者）が販売管理システムによって請求データ（紙の請求書の代わりに請求内容が記載されたデータ）を作成し、そのデータが発注側企業（支払者）にネットワークを経由して電送する。次に、発注側企業（支払者）は、請求データをもとに購買管理システムによって支払依頼データを作成し、ファームバンキングなどを通じて取引先銀行に電送する。

8 ファームバンキングのサービス内容の詳細については、石崎（1994）pp.246-249を参照されたい。

9 実際には、発注側企業、受注側企業がそれぞれ複数社であるため、データ交換の効率を高めるために、また、受発注データのセキュリティを高めるために、各社ごとのコンピュータを直結する方式ではなく、VAN (Value Added Network) 会社を経由して、データ交換を行っていることが多い。

10 金融EDIの方式の詳細は、地方銀行マルチメディア研究会（1996）pp.80-84を参照されたい。

その後、発注側企業（支払者）の取引先銀行はその振込依頼内容にもとづいて受注側企業（請求者）の取引先銀行に送金を行う銀行間取引が行われる。そして、受注側企業（請求者）の取引先銀行は受注側企業（請求者）にネットワークを經由して入金を通知する。最後に、通知を受けた受注側企業（請求者）は、入金通知をもとに請求データと照合して、売掛金を消し込む作業をコンピュータで行う。

(3) コンピュータ化された会計帳簿の範囲

会計業務のコンピュータ化の進行、企業間ネットワークの進展にともなって、会計情報システムがシステム内に保有する会計帳簿及びそれに関連する書類の範囲も拡大してきた。

3.(1)で見てきたように、会計情報システムが単に手作業で行っていた簿記一巡の手続きをコンピュータ化したものであった時には、コンピュータ化されているファイルは、仕訳帳、総勘定元帳の主要簿だけであった。会計情報システムがより統合化されてくると、売掛金管理システムや買掛金／未払金管理システムと連動し、あるいは、購買管理システムや販売管理システムと連動して、それらのシステム内で管理される得意先元帳や仕入先元帳などの補助簿もコンピュータ化されてきた。さらに、自動仕訳が広く行われるようになると、自動仕訳のもととなる入力された伝票もコンピュータ化された会計帳簿に関連する書類の一部となった。

また、3.(2)で見てきたように、企業間ネットワークの進展で、請求書や領収書などの原始証憑も紙で仕入先から送付されてきたり、得意先へ送付するのではなく、コンピュータシステムが生成した請求データ、領収書データなどをネットワークを經由して相手先から、あるいは相手先へ電送することで入手したり、送付したりすることになりつつある。このようなネットワークの進展によって、一部の原始証憑はコンピュータ化された会計帳簿に関連する書類となっているのである。

4. 「電子帳簿保存法」

(1) 会計帳簿の電子媒体による保存の要請

平成10年度税制改正の一環として、適正公平な課税を確保しつつ納税者等の国税関係帳簿保存に係る負担軽減を図る目的で、「電子帳簿保存法」とこの法律に係る施行規則（以下、

「電子帳簿保存規則」という)が制定され、平成10年7月1日から施行された。ここに至までの経緯はおおよそ次の通りである。

近年コンピュータの普及に伴い、会計業務をコンピュータ処理する企業が大幅に増加し、業務の効率化、迅速化とともに、ペーパーレス化が進みつつある。このため、経済界をはじめとする関係各界から、帳簿書類の電磁的記録(いわゆる電子データ)による保存及びマイクロフィルムによる保存¹¹⁾の容認について、かねてから強い要望が寄せられていた。

これに対し、政府は平成7年3月「規制緩和推進計画について」を閣議決定し、「各種法律によって保存が義務づけられている書類について、帳簿書類の電子データによる保存を認めるなど、諸制度の目的に配慮しつつ、情報化に対応するための制度の見直しを図るべく検討を行う」こととした。また、規制緩和の推進に加え、高度情報通信社会の実現を図る観点から、内閣に設置されている高度情報通信社会本部は、平成8年8月、「書類の電子データによる保存を積極的に推進する」旨を本部決定した。具体的な検討については、平成8年7月に国税審議官の私的研究会として「帳簿書類の保存の在り方に関する研究会」が発足し、真实性、可視性、証拠能力・証明力の観点から、電子データによる保存に必要な条件等の検討を行い、平成9年3月に『帳簿書類の保存等の在り方について』¹²⁾と題する報告書が取りまとめられた。さらに、平成9年11月の緊急経済対策、市場開放問題苦情処理対策本部決定等において、「平成9年度末までに、帳簿書類の電磁的記録等による保存を容認するための措置を講じる」ことを決定していた。

このような関係各界からの要望や政府全体としての取組みを踏まえ、平成10年度税制改正の一環として、国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存の制度が創設された¹³⁾。

(2) 「電子帳簿保存法」の概要

「電子帳簿保存法」の制度の骨格は、次のとおりである。

1) 「保存義務者は、国税関係帳簿の全部または一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、納税地等の所轄税務署長(中略)の

11 マイクロフィルムによる会計帳簿の保存については以前から一部認められると解釈されてきた。法務省民事局長回答「商業帳簿、その他営業に関する重要書類をマイクロ写真により保存する件について」(昭和49年法民4-6029)の解釈については、山本(1996) pp.24-27を参照されたい。

12 帳簿書類の保存等の在り方に関する研究会(1997)

13 電子帳簿保存制度に関する諸外国の現状は、帳簿書類の保存等の在り方に関する研究会(1997) p.3を参照されたい。また、ドイツのコンピュータ会計法規の現状については、坂本(1998) pp.122-130を参照されたい。

承認を受けたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該承認を受けた国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる（「電子帳簿保存法」第4条第1項。）

2) 「保存義務者は、国税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、大蔵省令で定めるところにより、当該承認を受けた国税関係書類に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該承認を受けた国税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる（「電子帳簿保存法」第4条第2項。）

これにより、一定の要件の下で、自己が一貫して電子計算機を使用して作成した場合¹⁴、仕訳帳や総勘定元帳などの各種の会計帳簿及び損益計算書や貸借対照表などの決算書類の電子媒体による保存が認められることとなった。また、「電子帳簿保存法」第5条によって、会計帳簿及び関連する書類は、紙、電子媒体のほかCOM（Computer Output Microfilm）による保存も認められることとなった。加えて、「電子帳簿保存法」第10条によって、所得税及び法人税に係る保存義務者は、電子取引（取引に関して受領し、又は交付する注文書、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される取引情報の授受を電磁的方式により行う取引）を行った場合は、その取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならないこととした。

また、国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存については、次の要件に従って¹⁵、その国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をしなければならないとされている（「電子帳簿保存規則」第3条）。

①電磁的記録の訂正又は削除の確認

当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理に次に掲げる要件を満たす電子計算機処理システムを使用すること。

イ 当該国税関係帳簿の電磁的記録に訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができること。

ロ 当該国税関係帳簿に係る記録事項の入力を、通常の期間を経過した後に行った場合には、その事実を確認することができること。

②関連する国税関係帳簿間の相互関連性の確認

14 「自己」、「一貫して」の解釈についての詳細は、古賀（1998）p.198、壺見（1998）p.200を参照されたい。

15 各要件の解説については、漢（1998）pp.138-143、高野（1998）pp.64-75を参照されたい。

当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項とそれに関連する国税関係帳簿の記録事項（この帳簿が電磁的記録又はCOMによる保存等の承認を受けている場合には、その電磁的記録又はCOMの記録事項）との間において、相互にその関連性を確認できるようにしておくこと。

③電子計算機処理のシステム関係書類の備付け

当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に併せて、次に掲げるシステム関係書類の備付けを行うこと。

- イ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの概要を記載した書類
- ロ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの開発に際して作成した書類
- ハ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理システムの操作説明書
- ニ 当該国税関係帳簿に係る電子計算機処理並びに当該国税関係帳簿に電磁的記録の備付け及び保存に関する事務手続を明らかにした書類

④電磁的記録の可視性の確保

当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をする場所に、当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンター並びにこれらの説明書を備え付け、当該電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で、速やかに出力することができるようにしておくこと。

⑤電磁的記録の検索可能性の確保

当該国税関係帳簿に係る電磁的記録の記録事項を次に掲げる要件を満たして、検索できる機能を確保しておくこと。

- イ 取引年月日、勘定科目、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索の条件として設定することができること。
- ロ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定することができること。
- ハ 2以上の任意の記録項目を組み合わせることで条件を設定することができること。

このように、「電子帳簿保存法」の制定によって、一定条件のもとに、会計帳簿の電子化が我国においても法的に認められることとなった。

5. 会計帳簿の電子化に関して会計情報システムに求められる留意点

会計帳簿の電子化が法的に認められることになったが、紙媒体に会計帳簿をプリントし、保存していたときと同等あるいはそれ以上に会計監査・税務調査への対応が会計情報システムに求められることとなる¹⁶。ここでは、会計情報システムの会計監査・税務調査への留意点を設計上の留意点、運用上の留意点に分類して見てみることにする。

(1) 会計情報システム設計上の留意点

①訂正伝票・取消伝票の取扱い

訂正伝票が入力された場合、原伝票と置き換え、直接に取引を書き換えるのではなく、赤黒方式¹⁷で修正する。同様に、取消伝票が入力された場合、原伝票を削除するのではなく、赤黒方式で取引を削除する。これにより、訂正又は削除を行った電磁的記録の記録事項について、訂正又は削除の事実及び内容を確認することができる。

②伝票入力者

伝票の入力に際して、伝票種類ごとに入力権限レベルを設定し、社員コードなどに入力権限レベルを付加して、権限者が入力したことを保証する。入力された伝票の電磁的記録の記録事項に伝票入力者が記載されることにより、入力権限者以外の者による不正な入力がないことを確認することができる。

また、訂正伝票・取消伝票の取引については、原伝票の入力日当日であれば、原伝票入力者による訂正・取消を可能としても、後日の訂正・取消は原伝票入力者の上長である役職者しか入力できないようにする。これは、実務上、単なる入力ミスまで厳格な訂正・取消手続を採用すると入力事務が煩雑になることを回避する一方、不正がおきやすい後日の訂正・取消手続は厳格にして不正防止を図るためである。

③伝票入力者パスワード

伝票入力にあたっては、伝票入力者が正当な権限者であることの確認のために、パスワード入力を行う。これにより、入力者以外の者による不正な入力を防止する。

④役職者承認、経理承認

入力された伝票が正当な会計取引を入力したものであることを役職者が承認することで、

16 電子保存に関する税務調査の具体的な調査ポイントについては、島田（1998）pp.140-145を参照されたい。

17 赤黒方式の詳細については、田宮・榊（1998）pp.403-405を参照されたい。

会計取引の信頼性をより高めることができる。また、会計取引を経理部門で確認することにより内部統制機能が一層高まる。この役職者承認、経理承認¹⁸も電子的に行われることが多いので、その承認事実は電磁的記録の記録事項に記載されるべきである。

⑤帳簿間の整合性の保証

会計情報システムでは、主要簿としての仕訳帳ファイル、総勘定元帳ファイル及び補助簿としての売掛金ファイルや買掛金／未払金ファイルなどが管理されるが、総勘定元帳の売掛金勘定の残高と売掛金ファイルの得意先別売掛金の残高の合計が一致していなければならないなど、会計情報システムとして帳簿間の整合性が求められる。この観点からは、より統合化された会計情報システムの方が帳簿ファイルの整合性を保証しやすい。

⑥インターフェイスの内部統制機能

会計情報システムが、販売管理システムや購買管理システムなど他のシステムとインターフェイスをとってデータの受け渡しを行う場合には、データの整合性の確保と遡及可能性の確保が図られなければならない¹⁹。⑤及び⑥によって、会計帳簿間の相互関連性を確認することができることになる。

⑦コンピュータファイルとしての会計帳簿体系の設計

会計情報システムを設計する考え方として、入力された伝票だけをファイル化し、そのデータをもとにコンピュータ内部で計算、集計を行い財務諸表を作成するという考え方もある。一方、伝票ファイルのほか、仕訳帳ファイルや総勘定元帳ファイルなど財務諸表を作成する主要な帳簿をファイル化して保有するという考え方もある。電子化された帳簿間の相互関連性が求められ、また、整然とした形式で速やかに出力できることも求められていることを考えると、主要な帳簿をファイル化して保有する考えの方が望ましいと思われる²⁰。

(2) 会計情報システム運用上の留意点

①パスワード変更

パスワードの盗難などによる不正入力を防止するために定期的にパスワードの変更を行う

18 役職者承認、経理承認の詳細については、田宮・榊（1998）pp.420-434を参照されたい。

19 インターフェイス処理における内部統制機能の詳細については、田宮・榊（1998）pp.459-460を参照されたい。

20 システム機能から見てデータモデリングを行うと結果としてこのような会計帳簿のファイル体系になる。この詳細については、田宮・榊（1998）pp.55-56を参照されたい。また、豊森は個々の取引データを記録しているデータベース（DB）から会計ファイルを編集すると磁気記録の取引データは会計帳簿として未整理の状態になっているなどの問題が生じると述べており、入力された伝票をファイル化する方式には消極的意見である。この詳細については、豊森（1998）pp.100-101を参照されたい。

運用とする。運用を強化するために、一定期間を過ぎてもパスワードを変更しない入力者に対しては変更を促す旨の警告をシステムが自動的に発するようにし、それでも変更しない入力者に対しては一定の猶予期間の後パスワードを自動的に無効にする。

② 決算後の修正

外部報告目的の年次決算だけでなく、内部管理目的の月次決算においても、一度決算処理を行って確定された決算報告がなされた後、金額の間違いや伝票入力の違いが判明した場合には、決算のやり直しや決算済データの直接メンテナンスを行うことは不正防止の観点からは好ましくない。このような場合には、前期損益修正、前月損益修正として処理することが望ましい²¹。

③ 可視性の確保

会計監査・税務調査に際してその場で、電子化された会計帳簿の一部（場合によっては全部）をディスプレイ画面に表示し、あるいはそれをプリントできるようにしておく必要がある。また、可視性は、取引年月日、勘定科目、取引金額、その他の項目で、あるいは、その組み合わせで、範囲を指定して検索できるようにしておく必要がある。

④ システムドキュメントの備え付け

会計情報システムでは、入力業務の効率化のために、さまざまな自動仕訳²²やインターフェイス処理²³を行っていることが多い。会計監査・税務調査に際して、どのような取引に自動仕訳を行っているかなど会計情報システムの個別的処理内容やインターフェイスデータの受け渡しなど会計情報システムの全体的な処理の流れを監査法人や税務当局に把握してもらい、効率的な会計監査・税務調査が行えるように、システムドキュメント及びシステムの運用状況が分かる書類を用意しておく必要がある。

6. おわりに

「電子帳簿保存法」の制定によって、ようやく我国においても、会計帳簿の電子化が法的に認められることとなった。制度は、基本的考え方として、政府税制調査会「平成10年度の税

21 痕跡の残らない帳簿メンテナンスの禁止については、田宮・榊（1998）pp.498-500を参照されたい。

22 主な自動仕訳の種類については、田宮・榊（1998）pp.400-402を参照されたい。

23 主なインターフェイスの対象となる取引データについては、田宮・榊（1998）pp.449-458を参照されたい。

制改正に関する答申（平成9年12月16日）」に「新しい時代の流れに対応し、納税者の帳簿書類の保存の負担軽減を図るために、記録段階からコンピュータ処理によっている帳簿書類については、電子データ等により保存することを認める必要があると考えます。（以下、略）」とあるとおり、帳簿作成者・保存義務者の負担軽減²⁴を図ることを目的としている。情報の進展に伴って、法的な整備が進んだことは歓迎すべきことである。

しかし、会計帳簿の電子化によって、従来、紙媒体による会計帳簿が果たしてきた会計監査・税務調査に係る、会計事実への遡及可能性、会計取引の網羅性、監査証跡の確保などが損なわれてはならない。今後、税法だけではなく、商法規定においても会計帳簿の電子化が明示的に認められることもあるであろうが、会計帳簿は企業の会計情報の中核を成す存在であり、法規整備により一層、会計監査・税務調査に不足なく対応することが求められる。

会計帳簿の電子化が認められたことにより、会計帳簿を作成、保存する会計情報システムの社会的役割はより重要なものとなった。したがって、会計情報システムは、企業内の会計業務の効率化や会計情報の質的向上を追求するとともに、不正な処理がなされる余地を極力排除し会計監査・税務調査に信頼をもって対応できるように、適確に設計され、また、厳正に運用されていかなければならない。会計情報システムの適確な設計、厳正な運用によって、財務諸表への信頼性が一層高まることが強く求められる。

〈参考文献〉

- ・石崎純夫編著『セオリー エレクトロニック・バンキング』きんざい、1994年
- ・漢 昭弘「電子帳簿保存法Q&A」『税務弘報』Vol46 No11、1998年
- ・古賀 大「国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存制度の創設等について」『税務弘報』Vol46 No6、1998年
- ・坂本孝司「コンピュータ会計法（電子帳簿保存制度）の研究—ドイツのコンピュータ会計法規との比較において」『税務弘報』Vol46 No11、1998年
- ・島田裕次「帳簿書類の電子保存で税務調査はこう変わる」『税務弘報』Vol46 No7、1998年

24 負担軽減効果として、帳簿書類の保存量が企業により、71%、18%、75%削減されるという試算もある。詳細は、高野（1998）p.7を参照されたい。

- ・高野俊信『逐条解説 電子帳簿保存法』税務経理協会、1998年
- ・田宮治雄『会計情報システムの機能と構造』中央経済社、1994年
- ・田宮治雄・榊俊作編著『会計情報システム設計ハンドブック』中央経済社、1998年
- ・地方銀行マルチメディア研究会『マルチメディア・バンク』近代セールス社、1996年
- ・帳簿書類の保存等の在り方に関する研究会『帳簿書類の保存等の在り方について』、1997年
- ・壺見晴彦「電子帳簿保存法取扱通達の解説」『税経通信』'98.8、1998年
- ・豊森照信『税務に活かすコンピュータ会計帳簿の考え方・整え方』税務研究会出版局、1994年
- ・豊森照信『電子帳簿の保存と税務』税務研究会出版局、1998年
- ・中島史雄『商法総則・商行為法』税務経理協会、1994年
- ・山本真由「コンピュータ会計の現状と問題点」『税務弘報』vol44 No2、1996年